

平成18年4月1日より

## 参考登記等手数料（含消費税）

039-1166 八戸市根城五丁目13番17号  
たいよう総合法律経済事務所

### 建物の登記関係（新築とか増築の場合です。）

新築の場合・・・**建物表題登記**（建物がどの場所にどのように配置しているかを調査後登記します。新築後1月以内に登記する義務があります。）

**建物保存登記**（お金を借りたり、売ったりする為に必要になる登記権利を認める登記です。建物表題登記が終わった建物だけが出来ます。）通常表題登記と保存登記は連続して行います。

増築の場合・・・**建物表題登記相当**の費用となります。増築面積が小さい場合は減額になります。

以下は、木造住宅の標準例です。住宅の登録免許税軽減を利用した場合で、利用できない建物の場合場合は1万3千円ほどプラスになります。

| 延床面積   | 建物表題登記  | 建物保存登記  | 合計       |
|--------|---------|---------|----------|
| 100㎡以下 | 79,000円 | 27,000円 | 106,000円 |
| 150㎡以下 | 83,800円 | 29,900円 | 113,700円 |
| 200㎡以下 | 88,500円 | 32,900円 | 121,400円 |
| 250㎡以下 | 92,100円 | 35,900円 | 128,000円 |

### 建物滅失登記

|                  |         |
|------------------|---------|
| 建物新築登記と一緒に登記する場合 | 23,600円 |
| 建物滅失登記だけ登記する場合   | 47,200円 |

### 土地地目変更登記

|                  |         |
|------------------|---------|
| 建物新築登記と一緒に登記する場合 | 23,400円 |
| 地目変更失登記だけ登記する場合  | 36,100円 |

### 合筆登記

45,300円

### 分筆登記・境界確定（1筆の全体面積です。必要とする部分の面積ではありません）

|         |          |
|---------|----------|
| 100㎡以下  | 150,000円 |
| 200㎡以下  | 200,000円 |
| 300㎡以下  | 250,000円 |
| 500㎡以下  | 300,000円 |
| 1000㎡以下 | 350,000円 |

\* 標準例を示しています。測量が必要となる場合、個々の不動産の状態により大幅に変動する場合がありますのでご注意ください。

## 土地の売買登記関係

| 評価価格      | 印紙税               | 手数料等 |
|-----------|-------------------|------|
| 500万円以下   | 評価価格×0.01+32,000円 |      |
| 1,000万円以下 | 評価価格×0.01+37,000円 |      |
| 2,000万円以下 | 評価価格×0.01+42,000円 |      |

(オンライン登記所になった結果、全部事項証明書取りよせ費用が加算されています。)  
1個不動産が増加するごとに3050円加算になります。

## 土地の売買以外の建物の売買・土地の贈与登記関係

| 評価価格      | 手数料等              |
|-----------|-------------------|
| 500万円以下   | 評価価格×0.02+32,000円 |
| 1,000万円以下 | 評価価格×0.02+37,000円 |
| 2,000万円以下 | 評価価格×0.02+42,000円 |

但し、一定の条件に合う中古住宅の売買の場合は、軽減措置があります。  
建物評価価格×0.003+手数料+10,500円でかなり軽減されます。

## 抵当権の登記関係・その他

| 抵当権設定     | 債権の額              |
|-----------|-------------------|
| 500万円以下   | 債権額×0.004+23,000円 |
| 1,000万円以下 | 債権額×0.004+25,000円 |
| 2,000万円以下 | 債権額×0.004+32,000円 |

但し、一定の条件に合う住宅取得資金借入の場合は、軽減措置があります。  
債権額×0.001でかなり軽減されます。

(オンライン登記所になった結果、全部事項証明書取りよせ費用が加算されています。)  
1個不動産が増加するごとに4100円加算になります。

抵当権抹消 11,000円  
1個不動産が増加するごとに3050円加算になります。

住所変更 9,500円  
1個不動産が増加するごとに3050円加算になります。

登記識別情報が無い場合の**本人確認情報**(昔の保証書と似たような感じ)は、本人確認の為の**旅費等実費が加算**となりますので、事前に打ち合わせが必要です。

## 許認可関係

|               |                   |           |
|---------------|-------------------|-----------|
| 農地転用届出        | 18,900円+謄本、住民票等実費 |           |
| 許可            | 36,750円+謄本、住民票等実費 |           |
| 別途            | 改良区申請             | 21,000+実費 |
| 農地法3条許可       | 15,750円+謄本、住民票等実費 |           |
| 別途            | 使用貸借契約書作成         | 3,000円    |
| 別途            | 営農計画書             | 5,000円    |
| 別途            | 耕作証明書             | 2,000円    |
| 県知事許可         | 18,900円+謄本、住民票等実費 |           |
| 農振除外(一般住宅)    | 52,500円+謄本等実費     |           |
| 開発許可(分家等一般住宅) | (29条) 210,000円+実費 |           |
|               | (43条) 157,500円+実費 |           |
| 文化庁現状変更       | 52,500円+謄本等実費     |           |
| 水路使用許可        | 105,000+実費        |           |
|               | 別途 改良区申請          | 21,000+実費 |
| 道路24条申請(市)    | 52,500円+実費        |           |
| (県)           | 105,000円+実費       |           |